

令和6年7月定例農業委員会議事録

1. 日 時 令和6年7月18日(木) 15:50~17:10

2. 場 所 本山町役場 議場

3. 出席委員 (11名)

1番	河邑 一雄 (職務代理者)
3番	右城 雄一
4番	田岡 勇二
5番	澤田 耕一
6番	真鍋 朋三
8番	松葉 晶夫
9番	澤田 久典
10番	澤田 博
11番	伊藤 彰信
12番	松村 茂雄
14番	川村 隆重 (会長)

4. 欠席委員 (2名) 2番 小原 彰彦、7番 津田 洋介

5. 出席推進委員 (0名)

6. 欠席推進委員 (2名) 和田 裕盛 前田 慎也

7. 農業委員会事務局

局 長	田岡 明
書 記	上村 有美

8. 議事日程

議事録署名委員の指名 1番 河邑 一雄 3番 右城 雄一

会議書記の指名 事務局書記 上村 有美

- 第1 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 第2 農業振興地域整備計画の変更について
- 第3 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 非農地証明願について
- 第5 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
- 第6 その他の件
 - ・連絡事項等
 - ・その他

事務局： ただいまより、7月定例会を開会いたします。
会長の議事進行で会議を始めたいと思います。

よろしくお願いします。

会 長： 本日から3年間、皆様と一緒に、地域の農業の振興と農業委員会の業務遂行に努めてまいりたいと思います。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

新しい委員がたくさんおいでますので、言葉が分からないことなどあると思いますので、その都度分からない時には聞いていただいて、意見を出し合うような会にできたらと思います。

それでは、議事録署名委員は、1番、河邑一雄委員と3番、右城雄一委員にお願いいたします。書記につきましては、事務局の上村となります。

それでは、議事に入ります。

議題1番「本山町農地利用最適化推進委員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「本山町農地利用最適化推進委員の委嘱について」説明をさせていただきます。

P1をご覧ください。P1（資料に基づき説明。）

本山町の農業委員は条例のなかで定数が14名であり、この農地利用最適化推進委員は4名の定数となっています。この推進委員についてもこの農業委員の募集と一緒に行政連絡等で募集していました。この2名の方の推薦がありました。

農地利用最適化推進委員の担当区域を町全域としています。

推進委員の役割である農地等の利用最適化の推進については、●●がこれまでも業務として行っており、町内全域の農地の状況も把握ができています。

以上のことにより、●●より推薦のあった [] と []

[] の2名の承認を求めるものです。

本山町農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会等に関する法律第17条の規定により、本山町農業委員会の承認を求めるものです。

事務局長： 補足をしますと、農地利用最適化推進委員も農業委員と同様、本町の農用地の適正な管理とか耕作放棄地の解消等の業務を一緒にやっていただく方で、主に地区から選任される農業委員と本山町全域を一定カバーして農地を守っていく推進委員と二本柱でいくという制度になっている。

推進委員の任命についてはこの農業委員会の中で承認を受けたら任命書をお渡しして、通常、この定例会にも出席し、意見交換をするというような役割となっている。これまで同様、本山町では●●の農地を管理する職員が何名かおり、その職員が本山町の農用地の実情や農家とのつながりもあるということもあり、これまでも●●の職員2名ぐらい入っていただいて、この推進委員という活動を担っていただいている。今回、農業委員の改選に伴って、3年間で一区切りになったので、新たに2名の推進委員の任命をしてよいかというものですので、よろしくお願いします。

委 員： 推進委員は4名いるのではないかな。

事務局長： 4名以下なので2名でも大丈夫です。4名までは委嘱できるということになっています。

委 員： [] は●●●で町外ですが。

事務局長： 住所要件については、推進委員には特に定めがないということになっている。●●の職員

ということで、本山町農用地に業務として携わっており、精通されているので任命するものです。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、採決に移ります。
議題1番、審議番号1番について承認することについて賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので議題1番、審議番号1番については承認されました。

続きまして、議題2番「農業振興地域整備計画の変更について」事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題2番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号1番について提案いたします。

(まず、農業振興地域整備計画の変更とはどういうものを説明する)

審議番号1番、P2をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P3、P4参考資料)

本案件は、寺家字ツキアイ[]場所はP3の寺家カヌー艇庫の近くの田971㎡です。耕作をしておらず、現状雑種地になっております。本人が耕作できないという申し出ができており、農用地区域から除外した後、非農地証明で雑種地にしたのちに[]に譲渡するものです。当該農地は、中山間等直接支払の集落協定からは外れており、周辺農用地の利用に支障を及ぼす可能性はなく、申請地周辺の農地所有者から理解を得ています。また、隣接の農用地所有者からの同意を得ており、申請地を除外・転用することに問題はないと考えます。

現地確認は、令和6年6月14日に、伊藤彰信委員と澤田博委員にお願いしました。

なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします

委 員： 補足説明

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員： 隣接している人の同意を得ているということですが、今の段階で[]が何をするかというのは承知しているのか。今後、何を建てるかによって、影響を及ぼすことがあるのか。

事務局長： []はアウトドア関連の事業をしており、アウトドア用の用品を置く倉庫や車輛を置くようなことを想定していることを聞いております。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、議題2番、審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題2番審議番号1番については承認されました。
つづきまして、議題2番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題2番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号2番について提案いたします。

審議番号2番、P2をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P5、6 参考資料)
本案件の本能津橋トコ■■■■の農地となります。本能津川沿い、地目は畑の264㎡ですが、平成9年から住宅が建っており、今回、農用地区域から除外した後、現況に沿った地目に変更し、所有権移転登記を行う予定であります。申請地を除外・転用することに問題はないと考えます。

現地確認は、令和6年7月3日に、松繁康雄委員と津田洋介委員にお願いしました。

会 長： 家が20年以上建っておるということですので、転用せずに家を建てておる案件です。
ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

事務局長： 本来でしたら農地法の法令で規制があり、許可をもらってから転用するというルールがありますが、昔は住民の方が知らずに家を建てたというケースがいくつかあり、そういう場合、10年以上経って周辺の農地に影響なく、これまで建ったまま経過した農地についてはさかのぼって農地転用の手続きをとるのではなく、非農地証明という別の制度で地目変更するという方法があります。

こういう無断転用ということで農業委員会としてもそういう行為があれば、差し止めをする等、対応すべきところでしたが、昔は規制が甘かったというところ、全国的にもそういう状況で非農地証明を出して、先ほど言った手続きをするというケースがあるので、ご承知いただきたい。基本的には、こういうことにならないように管理しなければならないという使命もあります。今は少なくなっていますが、昔は多くありました。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、議題2番審議番号2番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題2番、審議番号2番については承認されました。
つづきまして、議題3番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について、事務局より説明をお願いします。
事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題3番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について提案いたします。
(農地法第3～4条に基づく業務を説明)

審議番号1番、P7をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P8、9参考資料)
譲受人の農作業歴は、50年であり、農業に常時従事する日数が150日予定であり、クリ

アされており、問題ないと考えます。

現地確認は、前回、令和6年6月4日に伊藤彰信委員と澤田博委員に確認いただき、その後、変更がないことの確認をしております。

尚、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委 員： 補足説明。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、議題3番審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題3番、審議番号1番については承認されました。
つづいて、審議番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号2番、P7をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P10、11参考資料)
譲受人の農作業歴は、19年であり、農作業への従事日数は150日予定で、機械等の保有状況はクリアされており、問題はないと考えます。
現地確認は、令和6年6月27日に川村隆重委員と松葉晶夫委員に確認いただいております。
尚、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

会 長： 補足説明。

事務局長： 3条の補足をする、農地を受ける人は農家でなくてはならないというのが基本にあります。以前、譲受人は、3反以上の農地を持っていないと農地を取得できないという制限がありましたが、昨年から下限面積は撤廃がされました。1反未満でも農地を所有することができますが、一応、農家じゃないといけないということで年間150日以上は農業に従事することがあります。

譲受人で農業しない方については、150日従事していないということで、該当にならないケースもでてくると思いますが、今回は隣地の農地とともに管理するということでクリアできているということになります。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、議題3番審議番号2番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題3番、審議番号2番については承認されました。

つづきまして、議題4番、「非農地証明願いについて」審議番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、「非農地証明願いについて」審議番号1番について提案いたします。
P12をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P13、14、15 参考資料)

申請地は、平成22年11月まで、前所有者である[]が居住していましたが、高齢であったため、居住時から耕作していませんでした。現所有者が相続により取得しましたが、居住地が●●であり、家の管理等は行っていたが、申請地はそのままの状態であり、隣接の農用地所有者からの同意を得ており、今回、非農地証明願が提出されております。

本案件は、令和6年6月14日に、伊藤彰信委員と澤田博委員とで確認して頂いております。尚、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委員： 補足説明

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題4番、審議番号1番については承認されました。
つづきまして、議題5、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題5番、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について提案いたします。
P16をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P16～20)

会長： 現状農地の集積率が45.6%で手いっぱいであり、80%の目標だったら24時間働いても無理である。

事務局長： 集積率をあげるには受け手となる担い手農家を増やすということが必要だが、新規就農者や担い手農家が増える状況が厳しい。担い手が増えないということで、その受け皿として農業公社が農地を受けていたが、公社も職員数がぎりぎりの中でしているので面積を増やせないということもあり、集積率を上げるということが非常に厳しい状況になっております。

80%は県下の平均からいっても高いということもあり、現状に即して目標数値を下げるということと、管内の農地面積278ヘクタールということで、固定化した農地面積であり、実際はもうすでに山地になっているとか、農地の状況も変わってきている。そこも正確に把握できていないこともあるので、管内の農地面積ももう少し実態の状況も精査させていただき、正確な数値を出していくことを考えていくところです。協議をしながら対応策を考えていく。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員： 地域的に圃場整備の計画はあるか。

事務局長： 現在、地域計画で2月、3月に各地域を回っているが、地域計画の中に基盤整備や水路の補助整備を計画の中に取り入れていき、それに応じて国や県の事業等を取り入れていく

い。

会 長： 議題5番については、報告ですので、つづきまして、議題6番「その他の件」にうつります。
各委員より報告があればお願いします。

会 長： 事務局より何かございませんか。

事務局： 資料一覧をご覧ください。
(別紙のとおり報告)

会 長： 次回定例会については事務局の提案は8月9日金曜日、午前9時からとなっています。今まではこういう時間でしており、懇親会があるときは午後4時からとしていましたが、委員の中で話し合えば時間は決められる。夏の間、朝、作業をしていると午前9時は中途半端でもあるので、例えば午後3時、4時に提案したいがどうか。冬なんかも午後4からだとならば午後3時まで仕事ができるということもある。

委 員： 時期によって検討するという事でいいのではないか。

会 長： 皆さんの要望を聞いてできるだけ出席できるようにしたい。
次回、8月9日は午後4時からでいいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは次回日程は、そのようにお願いします。
他に何かございませんか。

委 員： ございません。

会 長： 本日は長時間お疲れ様でした。これからよろしくお願いします。
それでは、7月定例農業委員会を閉会いたします。